

山梨県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和2年5月22日審議開始（持ち回り会議として実施）	
委員	森 一博（山梨大学教授） 石垣 千秋（山梨県立大学准教授） 片田 興（山梨学院大学教授） 中澤 秀昭（弁護士） 松野 範子（一級建築士）	
審議対象期間	令和2年1月1日～令和2年3月31日	
総契約件数	349件	(備考) 審議件数 ・一般競争入札 5件 ・通常指名競争入札 1件 ・随意契約 1件
一般競争	300件	
（総合評価）	241件	
通常指名競争	42件	
随意契約	7件	
指名停止状況	建設業法違反行為	1件 1社
	安全管理措置の不適切	2件 2社
私的独占又は不当な取引制限に係る情報処理状況	工事関係0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	審議した7件については、適正に処理されている。	

別紙

《抽出事案の審議》

1〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔富東農務事-19-0067 桂川西部地区 用排水路第2号(第1工区)及び第3号工事(明許)〕

〈工事概要〉

水路工 延長 L=501m

断面 W=300~500×H300~1100

〈予定価格〉

46,959,000 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|--|
| ・本店所在地 | 県内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A又はB |
| ・企業の施工実績 | 1千4百万円以上の河川・砂防工事、又は農業農村整備工事。ただし、元請として請負い平成16年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 不要 |
| ・ISO認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

- Q) 第1回、第2回、第3回と不調となった理由として考えられるものはありますでしょうか？(逆に、第4回目になって入札者が現れた理由は何処にありますでしょうか？)
- A) 第1回~第3回(各入札日9月4日~5日、10月17日~18日、12月5日~6日)までは、上半期発注のピークと重なり、技術者が不足したため不調になったと推測されます。
第4回目(入札日3月5日~6日)については、落札業者の技術者が対応可能になったものと推測されます。
- Q) 本事案は、技術難易度Ⅱの用排水路の工事で、応札業者は1社で落札率は99.55%でした。本店所在地の拡大により応札可能業者数251社であっても、参加・応札業者数が1社であったのには何か理由が考えられますか。
- A) 推測ですが、他社の技術者の準備が整わなかったのではないかと思います。
第4回目(入札日3月5日~6日)については、落札業者の技術者が対応可能になったものと推測されます。

2〔一般競争入札(総合評価落札方式)(特別簡易型Ⅱ)〕

〔中北林環事-19-0259 王岳川治山工事(明許)〕

〈工事概要〉

(NO1)

谷止工(コンクリート)1基、L=35.0m、H=7.5m、V=455.7

土工 V=984、コンクリート工 V=460

袖かかし工 A=17 m²、緑化工 A=82 m²

(NO2)

谷止工(コンクリート)1基、L=41.0m、H=6.5m、V=461.6

土工 V=1,015、コンクリート工 V=463

袖かかし工 A=8 m²、緑化工 A=18 m²

〈予定価格〉

64,924,200 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|---|
| ・本店所在地 | 管内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A又はB |
| ・企業の施工実績 | 1千9百万円以上の土木一式工事。ただし、元請として請負い平成16年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 不要 |
| ・ISO認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

なし

3[一般競争入札(総合評価落札方式)(事前審査型)]

[道路整備課-19-0054 国道140号(新山梨環状道路東部区間2期)東油川高架橋(仮称)下部工事(一部債務)(余フ)]

〈工事概要〉

橋梁下部工(A1橋台)

箱式橋台 H=12.4m、V=1, 984m³

場所打杭(φ1500)L=40.0m、N=30本

〈予定価格〉

450,098,000 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 代表構成員及び構成員: 県内
- ・競争入札参加資格 (代表構成員) 土木工事業 A、(構成員) 土木工事業 A
- ・企業の施工実績 (代表構成員) 場所打ち杭を含む橋梁下部工事。ただし、元請として請負い、平成16年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 代表構成員及び構成員: 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者
- ・配置予定技術者の施工実績 (代表構成員) 完成時に監理技術者、主任技術者、担当技術者(完成時にCORINSに登録された者に限る)又は監理技術者資格者証を有した現場代理人(完成時にCORINSに登録された者に限る)として平成16年4月1日以降に「企業の施工実績」と同様の施工従事経験を有する者
- ・ISO 認証義務 代表構成員及び構成員: 必要

〈質疑応答〉

- Q) 予定価格が高額である一方で参加者が1JVにとどまり、落札率も高止まりしています。参加者が1JVにとどまった理由及び今後も続くであろう国道140号関連の工事で参加者を増やす手立てとしてご検討されている点があればご教示ください。
- ※前回委員会においてご説明頂いた道路整備課-19-0028の工事においても参加者は1JVにとどまっていたため質問致しました。
- A) 憶測となりますが、場所打ち杭を含む橋梁下部工事という特殊性や、一般に、橋梁下部工時は河川法の許可条件などから渇水期と呼ばれる11月～5月に工事を行うことが多く、稼働中の工事に技術者を既に配置しており、配置予定技術者の要件を満たす技術者が少なかったことなどが想定されます。
- 今後の対応としましては、入札参加資格の設定の調査・検討をしていきたいと考えております。
- Q) 本事案は、橋梁下部工工事で、参加・応札業者は1JVで落札率は99.96%でした。既に施工中部分の工事業者と本事案の業者は別でしょうか。また、応札業者が1JVであったことには何か理由が考えられますか。
- A) 既に施工中の、隣接する橋梁(濁川・平等川橋(仮称))においては、別の共同企業体が落札しています。ただし、代表構成員はいずれも共通しています。
- 応札業者が1JVだった理由については、憶測となりますが、場所打ち杭を含む橋梁下部工事という特殊性や、一般に、橋梁下部工時は河川法の許可条件などから渇水期と呼ばれる11月～5月に工事を行うことが多く、稼働中の工事に技術者を既に配置しており、配置予定技術者の要件を満たす技術者が少なかったことなどが想定されます。

4[一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)]

[砂防課-19-0007 身延川砂防工事(一部債務)]

〈工事概要〉

本堤工 H=13.5m L=40.0m V=2,238m³

鋼製スリット製作・据付工 W=34.7t

〈予定価格〉

159,390,000 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|--|
| ・本店所在地 | 県内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A |
| ・企業の施工実績 | 元請けとして請負い平成16年4月1日以降に完成引き渡し済の7千万円以上の河川・砂防工事の施工実績。なお共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとする。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者 |
| ・ISO 認証義務 | 必要 |

〈質疑応答〉

- Q) 本事案は、砂防工事で、参加・応札業者は1社で落札率は 99.03%でした。本店所在地は県内全域として応札可能業者数も少なくありませんが、参加・応札業者数が 1 社であったのには何か理由が考えられますか。
- A) 参加・応札業者が1社しかなかったことについては、業者それぞれの事情であり明確な理由はわかりませんが、今回の工事は、現場までの経路が、身延山久遠寺の門前を通行するため丁寧な地元調整が必要なことや、河川内を道路として利用し本川をまたいで支川の施工となり作業環境が厳しいことなどが影響しているのではないかと考えられます。また、一般的には発注時に稼働工事量が多く技術者が不足している事などが考えられます。

5〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔~~峡東建設事-19-0302~~ 一般県道市之蔵山梨線 道路改良2工区(明許)〕

〈工事概要〉

道路改良工 L=280m W=6.0(11.0)m

排水施設工 L=840m

舗装工 L=290m A=2,270m²

〈予定価格〉

99,121,000 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|--|
| ・本店所在地 | 県内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A又はB(要特定) |
| ・企業の施工実績 | 請負金額2千9百万円以上の道路工事。ただし、元請として請負い平成16年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者 |
| ・ISO認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

Q) 過去に行った道路改良一区工事において、落札したのは今回と同じ業者だったのでしょうか。

A) 一般県道市之蔵山梨線 道路改良1工区(明許)については、今回とは別の業者が落札しております。

6〔通常指名競争入札〕

〔~~峡東農務事-19-0117~~ 一宮南部地区 農道 11 号・17 号舗装工事(明許)〕

〈工事概要〉

アスファルト舗装工 A=1, 508m²

付帯工一式

〈予定価格〉

7,183,000 円 (消費税含む)

〈指名業者選定の基準〉

1. 舗装工事の入札参加資格及び A 又は B ランクの格付けを有し、業者状態が正常で納税状態が完納であること。
2. 地理的条件
3. 技術的特性

〈質疑応答〉

Q) 落札者以外の入札価格が近似しています。各入札者の工事費内訳書(その他入札価格の根拠資料)に不自然な点(似通っているところが多い、落札者以外は詳細な積算がないなど)はありませんでしたでしょうか？

A) 各社それぞれ明細書が提出されており、様式や単価等が特に似通っていないことから、不自然な点はございません。

Q) 本店所在地が笛吹市にあり、同種の施工実績がある A 等級の業者が 5 社ありますが、うち 1 社は指名対象から外れたのには何か理由はありますか。

A) 発注等級区分が、A、B となっていることから、A、B 等級業者で合計 7 業者該当している内で A、B のそれぞれ総合数値の低い 1 業者ずつを除外し 5 業者としました。

最後の絞り込みで、総合数値の高い順位で選考すると、A 業者に偏ってしまいます。今回 A 等級業者のみならず、B 等級業者にも受注機会を確保しました。

7〔随意契約〕

〔峡南農務事-19-0087 富士川北部地区 農道第2号第2工区道路工事〕

〈工事概要〉

L=26m,W=4.0m

取付道路 1箇所

〈予定価格〉

11,682,000 円(消費税含む)

〈質疑応答〉

Q) 過去二度入札が不調に終わった理由は何かありますか。また、本事案で随意契約した業者は、過去不調に終わった入札には参加しなかったのでしょうか。

A) 不調の理由につきましては、近年の土木工事の状況から技術者の不足があり、本工事への配置が出来なかった事が考えられます。

過去不調に終わった2回の入札には、近接工事及びランクの違いから入札に参加できなかったため、本事案で随意契約した業者は参加はしておりません。

Q) 先ず①2度の公告の上で不調となった理由、次に②「耕作開始の地元要求が強く」という文言の根拠の提示、また③本件業者は「本路線の1工区の施工を請け負っており」という文言にもかかわらず応札しなかった理由(重複する場合はその説明)、その上で④ (a) 本件業者は、「現地の条件に精通している」という文言における位置関係(本件業者事務所と「現地」との位置関係を地図で明示)、及び(b) 1工区の施工場所・時期の明示、につきご質問いたします。それぞれ4点に分けてご回答を宜しくお願い申し上げます。

A) ①近年の土木工事の状況から技術者の不足があり、本工事への配置が出来なかった事が考えられます。

②随時工事内容、工事時期等の説明を行いながら用地買収補償契約を頂いています。それらにより農家は作付け準備を行いますので、工事の契約者がいないことを農家に説明したところ、完成時期が遅れた場合、農作物の作付けが出来なくなると強く申し出があったところです。

③本工事は1工区工事と隣接しており、本工事の近接工事となるため、入札に参加することは出来ません。

④(a)別紙位置図のとおりです。

④(b) 1工区の施工場所は2工区の隣接地となります。

1工区の契約時の施工時期は令和1年11月7日～令和2年3月13日です。

Q) 本事案で随意契約した業者は、過去の本事案の入札においては、近接工事施工中であることと共に、ランクの違いから参加資格がなかったようですが、本事案の工事の遂行能力に実質的な問題は無いと考えてよろしいでしょうか。

A) 本事案はもともと1本の B ランク工事でしたが、2度の入札不調となったため、BC ランクと C ランクの工事に分割して発注したものです。前者は本件業者が落札しました。後者は再び不調となったことから、本件業者と随意契約に至ったという経緯があります。個々の工事を C ランクで受注出来る規模に分割して発注した上で、個別の工事として施工していることから、C ランクの本件業者であっても本工事の遂行能力に問題は無いと考えております。

《その他》

今回の審議を通して、意見の具申、勧告を県に対して行うような事案はあるか。

(特に意見なし)

以上